

「男女共同参画プラン日光 後期計画」 平成25年度 進捗状況報告書

平成27年3月
日光市

目次

第1章 計画の趣旨と基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	3

第2章 平成25年度進捗状況

1. 計画の体系	6
2. 計画がめざす目標値表	7
3. 平成25年度進捗状況	8
基本目標Ⅰ	
施策の方向 1	8
施策の方向 2	12
施策の方向 3	15
基本目標Ⅱ	
施策の方向 4	18
施策の方向 5	24
基本目標Ⅲ	
施策の方向 6	33
施策の方向 7	36
基本目標Ⅳ	
施策の方向 8	38
4. 検証のまとめ	41

第3章 参考資料

1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取り組みの経緯	44
2. 日光市男女共同参画推進条例	54



第 1 章 計画の趣旨と基本的な考え方



4. 基本理念

このプランは、男女が、お互いのその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参加できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

(1) 男女の人権の尊重

男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人としての能力を発揮できる機会が確保されることが必要です。また、男女の性別に起因した暴力が根絶されることが必要です。

(2) 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革

男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、一人ひとりの生き方を自ら選択できるように社会の制度や慣行を見直し、意識改革を進めていきます。

(3) 政策等への立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策やあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保していきます。

(4) 家庭生活と他の活動の両立

男女が家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と社会における活動との両立ができるよう配慮します。

(5) 男女の人権の尊重を基本とする教育の実施

家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育を、男女の人権の尊重を基本として行います。

(6) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営めるようにします。

(7) 国際社会の動向を踏まえた協調ある取組み

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係があることから、常に国際社会の動向を注視し、協調ある取組みを進めていきます。

男女共同参画社会とは

(男女共同参画社会基本法より)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会



第2章 平成25年度進捗状況



第2章では、施策の方向ごとに、総合的に進捗状況を調査しました。
今年度は見直し後、2年目の進捗調査となりました。
後期計画では、各施策内容について具体的成果目標値を定めています。
進捗管理としてその内容ごとに進捗状況調査を行いました。また、具体的な取り組みとして事業内容の実施状況調査を行いました。
その内、市民意識調査による成果目標については、次年度実施予定の市民意識調査に組み入れて行いますので、今年度進捗における数値は割愛させていただきました。

1. 計画の体系

めざす姿	基本目標	施策の方向		施策	
一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして	Ⅰ 意識をもとう	1	男女の個人としての人権尊重 【基本理念①】	1	男女間のあらゆる暴力の根絶
				2	人権尊重意識の高揚
		2	男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択 【基本理念②】	3	社会制度・慣行の見直しと意識改革
				4	広報・啓発活動の充実
		3	男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実 【基本理念⑤】	5	家庭や地域社会における教育の充実
				6	学校・幼稚園・保育園における教育の充実
	Ⅱ 環境をつくろう	4	生涯を通じた心身の健康な生活の実現 【基本理念⑥】	7	ライフステージにあわせた健康づくりへの支援
				8	援助を必要とする人への支援
				9	安全・安心なまちづくり
		5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進 【基本理念④】	10	子育て・介護サービスの充実
				11	働きやすい職場環境の整備の促進
				12	地域活動への参加促進
	Ⅲ よう参画し	6	政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進 【基本理念③】	13	政策・方針決定の場への女性の参画促進
				14	人材育成の支援
	Ⅳ 推進しよう	7	国際的な取り組みとの調和と国際理解の推進 【基本理念⑦】	15	国際的な取り組みの情報収集・提供
				16	国際交流・支援の推進
		8	推進体制の充実	17	市の推進体制の充実
				18	市民・地域・行政との連携
				19	国や県・他自治体・関連機関との連携

2. 計画がめざす目標値表

基本 目標	施策の 方向	目 標 設 定 指 標	単位	策定当初 (H22)	調査年度 (H24)	調査年度 (H25)	目標値 (H27)	達成率 (%)	担当課
Ⅰ意識をもと	1	保護命令の決定率（年間）	%	67.0	100	80	100	80.0	人権男女
		配偶者等からの暴力について理解していない人の割合 （市民意識調査）※1	%	29.7	—	—	0	—	人権男女
		地域における人権相談実施回数	回	79	102	104	90	115.6	人権男女
	2	男女共同参画フォーラムの男性参加の割合	%	27.1	20.3	14.7	40.0	36.8	人権男女
		社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」 と思う人の割合（市民意識調査）※1	%	16.2	—	—	30.0	—	人権男女
		広報紙「はーとふる日光」の認知度 （市民意識調査）※1	%	40.2	—	—	50.0	—	人権男女
		男女共同参画に関する市民アンケート回収率 （市民意識調査）※1	%	48.2	—	—	50.0	—	人権男女
	3	家庭教育指導者数（累計）	人	51	46	46	55	83.6	生涯学習
		人権教育に関する研修会への教職員新規参加者の割合	%	27.5	70.7	70.7	70.0	101.0	学校教育
Ⅱ環境をつくる	4	ブレママ教室の男性参加者数（延べ）	人	35	25	40	50	80.0	健康課
		杉並木大学校の受講者数	人	76	79	84	120	70.0	中央公民館
		在宅介護オアシス支援施設利用者数（延べ）	人	19,815	21,333	22,692	23,000	98.7	高齢福祉
		自主防災組織結成自治会数	自治会	207	194	214	224	95.5	地域振興
		環境学習等の開催回数	回	13	36	30	41	73.2	環境課
	5	放課後児童クラブ等未設置数	校	3	1	1	0	66.7	子育て支援
		ホームヘルパー2級養成講座受講者の男性割合	%	16.7	28.6	33.3	25	133.2	高齢福祉
		共同参画推進事業者等の表彰者数（累計）	事業所	4	8	10	14	71.4	人権男女
		家族経営協定の締結数（累計）	戸	117	123	127	123	103.3	農林課
		女性認定農業者数（累計）	人	15	15	13	19	68.4	農林課
		市男性職員の育児休暇取得率	%	44.5	23.8	12	70	17.1	総務課
		市民活動支援センター登録団体数（累計）	団体	95	91	110	120	91.7	地域振興
		NPO法人数（累計）	法人	38	39	39	45	86.7	地域振興
		シルバー人材センター就業者数（延べ）	人	72,738	60,823	62,487	73,000	85.6	高齢福祉
Ⅲ参画しよ	6	各種審議会・委員会への女性登用率	%	30	34.4	34.7	40	86.8	人権男女
		（女性委員のいない審議会・委員会数を0にする）	審議会	18	6	4	0	77.8	人権男女
		男女共同参画研修会を終了して地域で活動する 男性推進役の数（累計）	人	2	1	1	7	14.3	人権男女
Ⅳ推進しよ	7	世界を取り巻く状況の情報提供	件	0	2	3	12	25.0	人権男女
		海外姉妹都市間交流事業への参加者（年間）	人	20	10	8	40	20.0	観光交流
	8	人事評価の結果が、自分の能力を正しく反映したと 感じた職員の割合※2	%	42.7	—	—	80	—	総務課
		市民団体・NPO法人等の活動発表の件数（延べ） （フォーラム・セミナー開催時）	件	3	3	5	10	50.0	人権男女
		男女共同参画に関する情報提供 （市ホームページへの掲載件数）	件	0	4	6	12	50.0	人権男女

※1 4年に1度の調査のため次回調査はH26年度に実施。

※2 H24年度に当該集計は実施していない。

●3. 平成25年度進捗状況●●●●●●●●●●

基本目標Ⅰ 意識をもとう

施策の方向 1

男女の個人としての人権の尊重

進捗状況

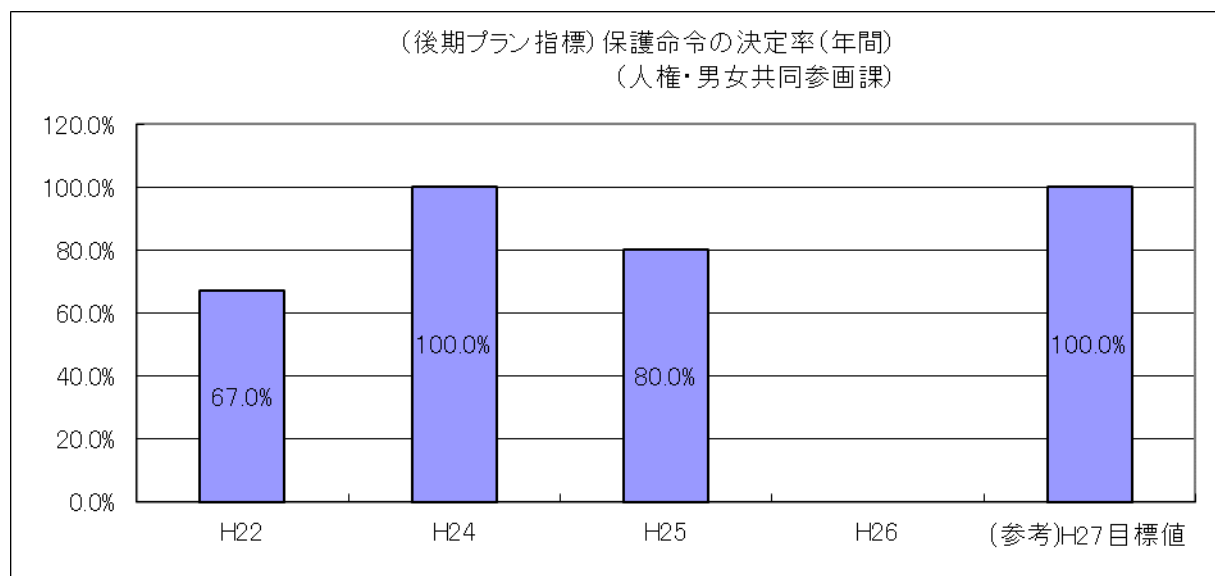
男女共同参画社会の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにしてもっている人間としての権利はどのような時でも尊重されなければなりません。

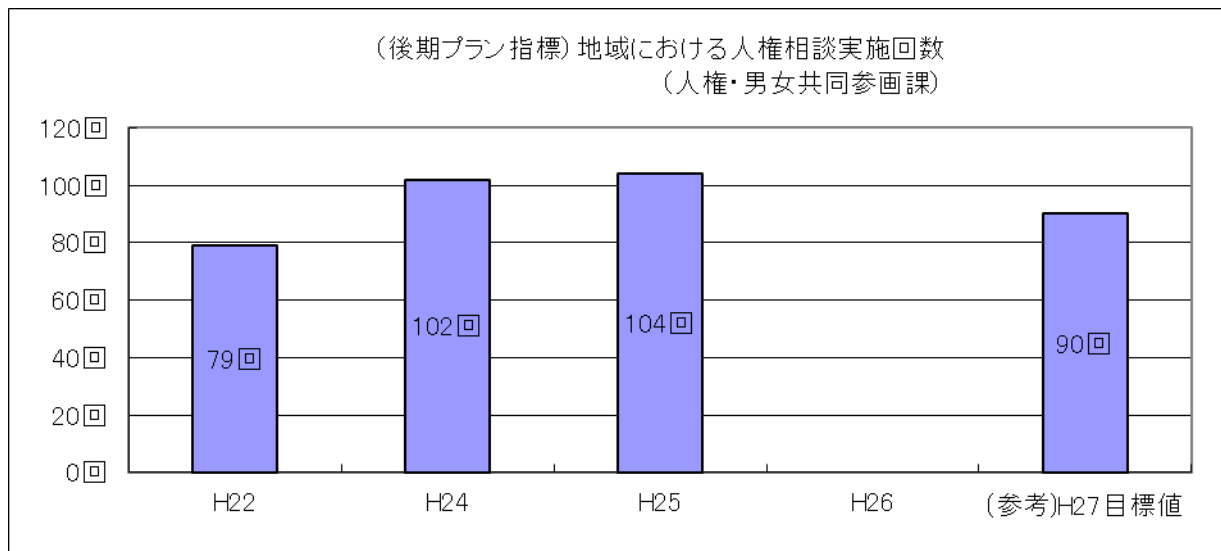
また、女性と男性がより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要となります。

平成25年度は、「配偶者等からの暴力について理解していない人の割合」の指標となる「市民アンケート」を実施していませんので、それについての数値はありません。保護命令の決定率は、相談者の危険を回避するための申請ですが、暴力の内容により発令されにくいため80%になりました。今後も男女間のあらゆる暴力を根絶するため、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき関係機関との連携のもと、保護命令決定率を100%とするよう努めていきます。また地域における人権相談実施回数は、104回となり、27年度の目標値である90回を上回り、115.6%となりました。

今後も特設相談等の機会を増やすよう努めていきます。

成果指標





具体的な取り組み(事業内容)

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
配偶者暴力支援センターの運営	婦人相談員によるDV相談の実施。	日光市配偶者暴力相談支援センターの相談受付。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
DV防止講演会の開催	DV問題について、正しい理解を図るため、年1回講演会を開催。	11月9日 中央公民館 児童虐待・DV防止啓発講演会として実施。 講師:神奈川県立保健福祉大学教授 新保幸男氏。 参加者:72名	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
女性に対する暴力をなくす運動の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」について啓発記事を広報に掲載する。	広報にっこう11月号の1ページを使用し、「女性に対する暴力をなくす運動」について啓発活動を行った。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

2 人権尊重意識の高揚

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
人権の啓発活動の実施	児童生徒に人権について考えさせる授業を行い、学校において人権だよりを発行する。	人権週間(6月・12月)に合わせて、各校の実情によるが、1回又は2回授業を行った。保護者啓発のひとつとして、人権だより「未来」を年間10回全校で発行した。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	生涯学習課 学校教育課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
小中学校生人権尊重啓発標語・ポスター事業	全小中学校を対象に人権尊重啓発標語・ポスターを夏休みの課題として募集する。	全小中学校で実施	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	生涯学習課 学校教育課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
ひかりの郷にっこう出前講座	市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことのできる学習機会を提供する。	登録講座数 :130 出前講座数 :130	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	中央公民館

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため年1回講演会を開催する。	2月22日 今市文化会館 講師:精神科医 香山リカ氏。 参加者:300名	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催する。	地域にあったテーマで市内5カ所開催 参加者:142名 市内4高校にて開催 参加者:665名	拡充	平成25年度から今市特別支援学校でもセミナーを開催	人権・男女共同参画課

進捗状況

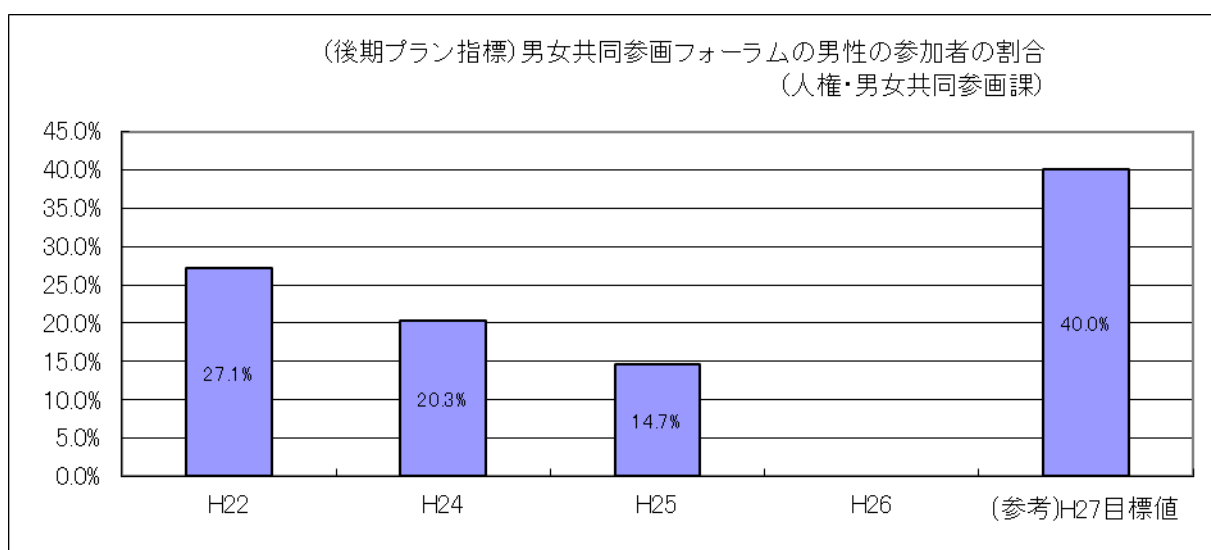
男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

ここでは、社会制度・慣行の見直しと意識改革、広報・啓発活動の充実が施策となっています。社会制度・慣行の見直しと意識改革における成果目標である男女共同参画フォーラム時の男性参加者の割合は、参加者全員に配布したアンケートの回収結果から算出しています。アンケート回収率は3割程度ですが、男性入場者が14.7%と、近年減少傾向にあります。この割合を上げるための啓発活動、及び男性が参加したくなるような工夫を行っていく必要があります。

また、男女共同参画広報紙「は～とふる日光」の認知度は、平成26年度にアンケートする予定ですので、今回の結果は出ておりませんが、年2回全戸配布している広報紙の認知度が前回4割程度ということで、さらに市民の皆さんに手に取っていただけるよう、市民編集委員と工夫していきます。

事業では、男女共同参画セミナーは、講演テーマをより地域のニーズにあったものとし、推進していきます。市ホームページでは、引き続き市主催事業や啓発記事を掲載していきます。

成果指標



具体的な取り組み(事業内容)

3 社会制度・慣行の見直しと意識改革

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画フォーラムの開催【再掲】	男女共同参画の意識を啓発するため年1回講演会を開催する。	2月22日 今市文化会館 講師:精神科医 香山リカ氏。 参加者:300名	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画セミナーの開催【再掲】	男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催する。	地域にあったテーマで市内5カ所開催 参加者:142名 市内4高校にて開催 参加者:665名	拡充	平成25年度から今市特別支援学校もセミナーを実施	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
広報紙「はーとふる日光」の発行【再掲】	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行する。	9月と2月に発行 全世帯及び市内企業などに配布	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

4 広報・啓発活動の充実

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
市ホームページへの掲載	市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載	既存の内容を更新。	継続	市主催事業等の周知を継続して行った。	人権・男女共同参画課

進捗状況

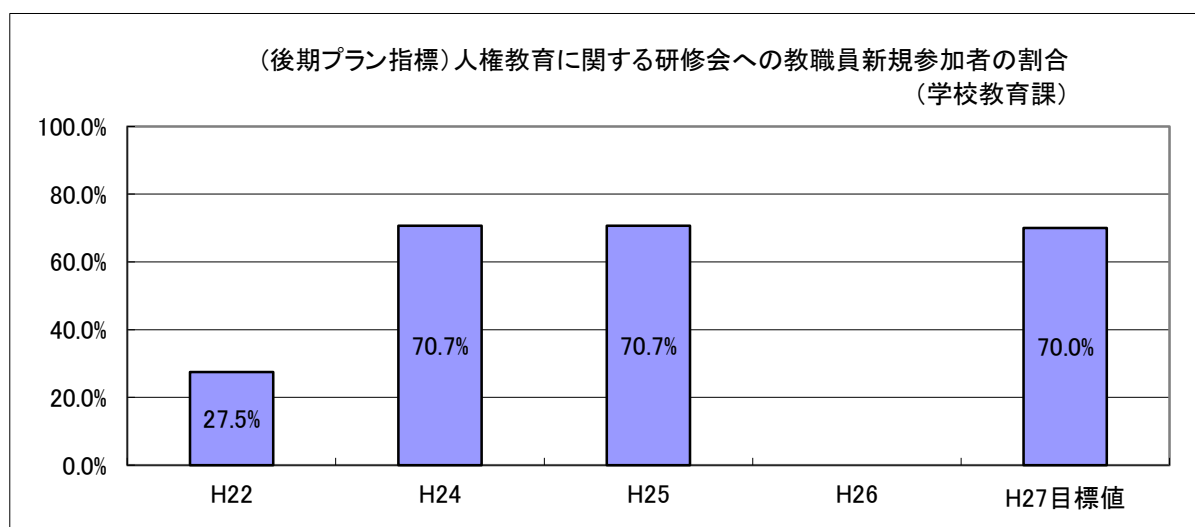
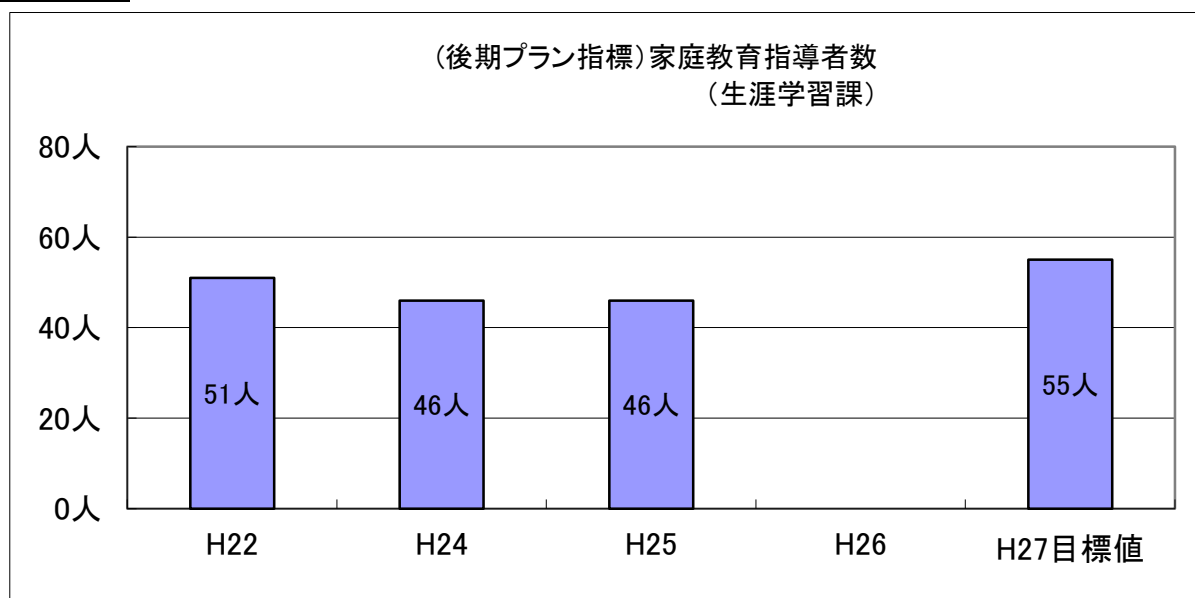
男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。男女共同参画意識をはぐくみ、男女が共に個性と能力を発揮するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要なものとなります。

ここでの家庭や地域社会における教育の充実の施策における成果目標である家庭教育指導者数は、H27目標値55人に対し46人となり、達成率は83.6%の高水準です。今後も継続的な活動を支援し、連携しながら広く周知を図り、目標値達成に努めます。

学校・幼稚園・保育園における教育の充実の施策における成果目標である人権教育に関する研修会への教職員新規参加者の割合は、H27目標値70%に対して70.7%と101.0%の達成率となりました。

働く場における意識の推進のために、今後さらに関係各課及び関係機関と連携を図り推進していきます。

成果指標



具体的な取り組み(事業内容)

5 家庭や地域社会における教育の充実

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
家庭教育指導者を活用した講座の開催	家庭教育に関する研修修了者が所属する団体が実施する講座の開催の推進	オピニオンリーダー団体3支部:4講座 親学習チーム日光1団体:17講座 合計21講座	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	生涯学習課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
家庭教育関係講座・講演会の開催	家庭における子どもの教育に必要な知識や技術を学習する機会を、家庭教育にかかわる多くの人に提供	家庭教育講座:206 講座 講演会:3 回 参加者 7,216 人 (児童・保護者を含む)	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	生涯学習課

6 学校・幼稚園・保育園における教育の充実

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
保育・幼児教育、学校教育の現場における人権教育の推進	保育士、教職員に対する男女共同参画の視点を含めた人権教育に関する研修の実施	年度当初、小中学校から1名以上の悉皆研修として研修会を実施した。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	学校教育課 子育て支援課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
学校教育における性教育事業	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施	各学校で、保健体育や学級活動の時間の年間指導計画に性に関する指導を計画し、発達段階に応じた指導を行った。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	学校教育課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
児童・生徒への人権教育の推進	教科学習や特別活動などの学校教育全体を通じて、児童や生徒が男女の固定的イメージや役割分担意識を持つことがないよう、男女共同参画を推進する教育を行う。	座席及び出席簿等に関しても男女混合の物を活用している。授業中における呼名も、「さん」で統一し、教科学習や特別活動等学校教育全体を通して、男女共同参画を進める基盤づくりを行った。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	学校教育課

基本目標Ⅱ 環境をつくろう

施策の方向 4

生涯を通じた心身の健康な生活の実現

進捗状況

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女がお互いの性を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが前提であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。そのため、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女が共に生涯を通じて健康な生活を実現できるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

ここでの成果目標であるプレママ教室の男性参加者数は40人と、目標値50人と比べて達成率は80%となっており、今後は、男性が参加しやすい曜日、内容について検討をしていきます。

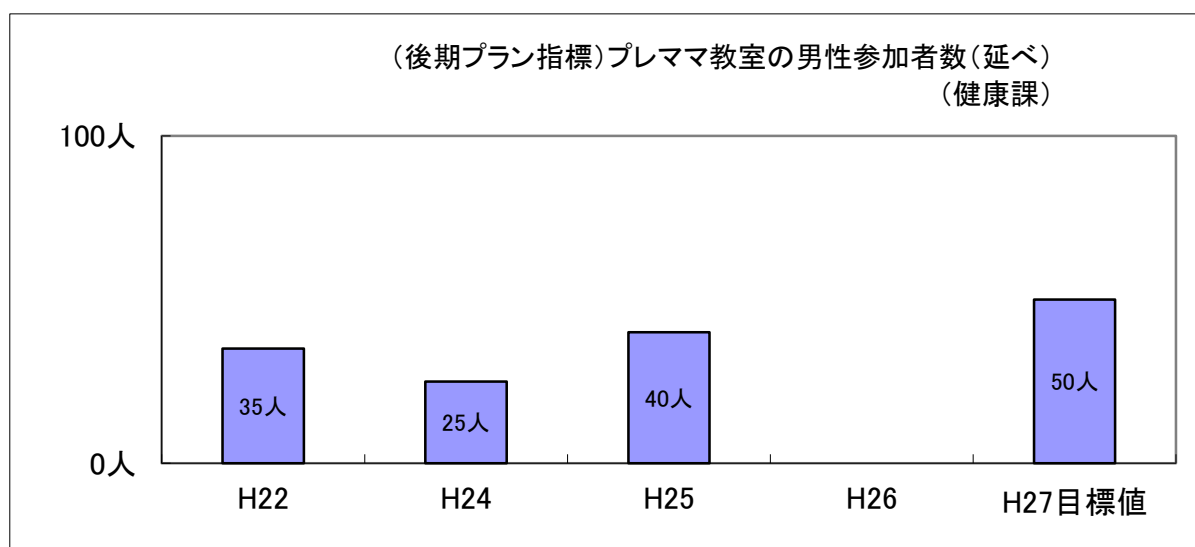
杉並木大学校の受講者数は84人と、目標値120人と比べて達成率70%となっているため、杉並木大学校の選択講座のPR方法の見直しなど、受講者増につなげていきます。

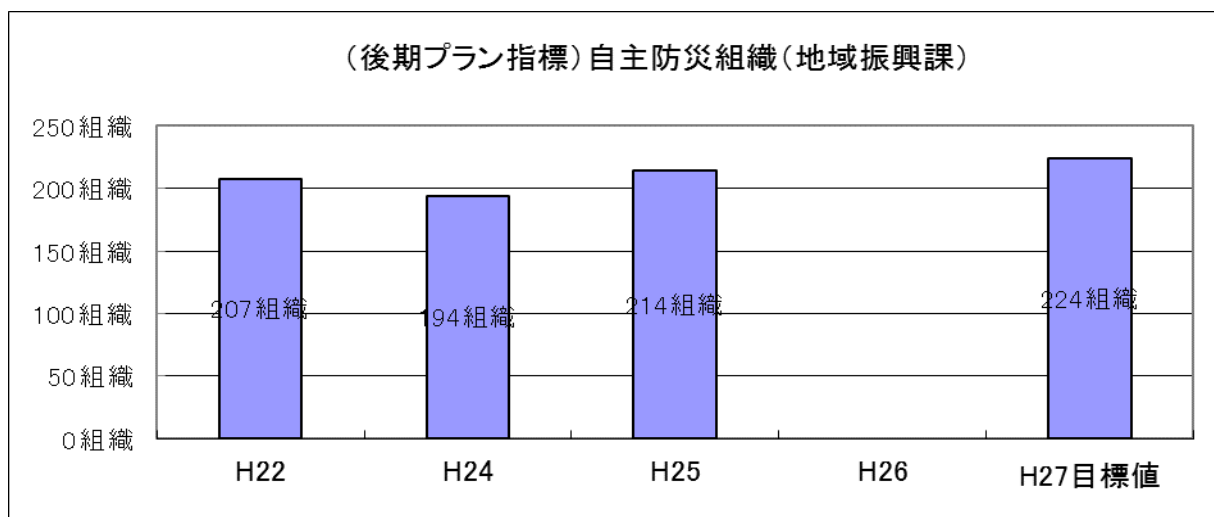
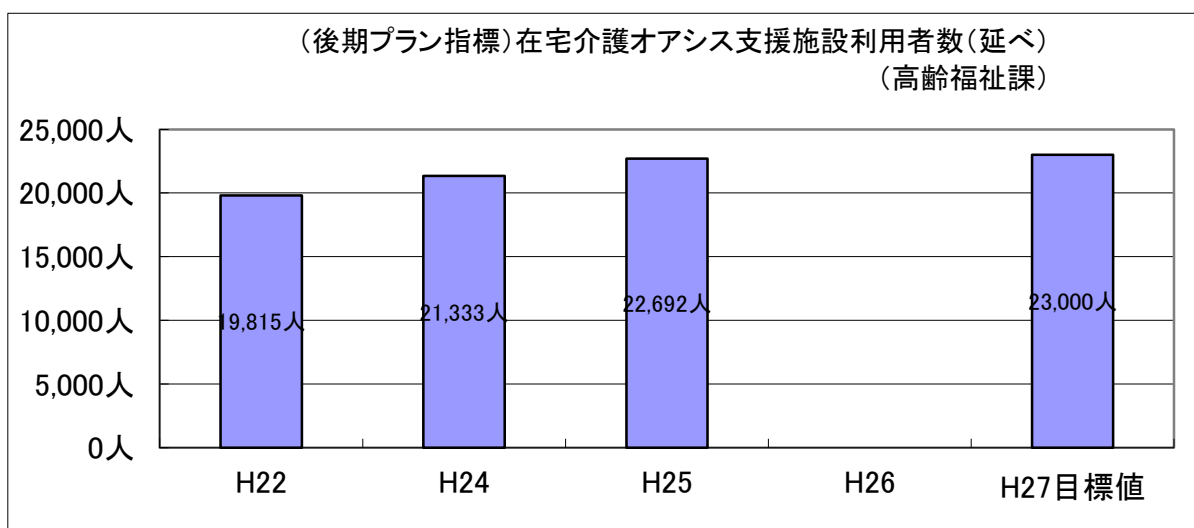
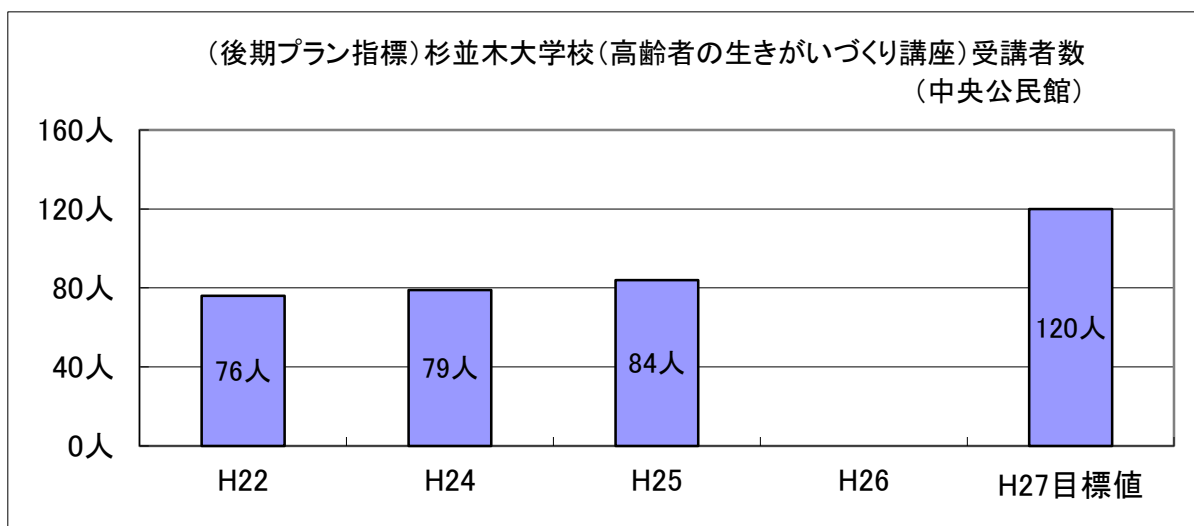
在宅介護オアシス支援施設利用者数は、22,692人と、目標値23,000人と比べて達成率98.7%となっておりほぼ目標値を達成していますが、新しくチラシを作成し周知を図るなど、利用者数増を目指していきます。

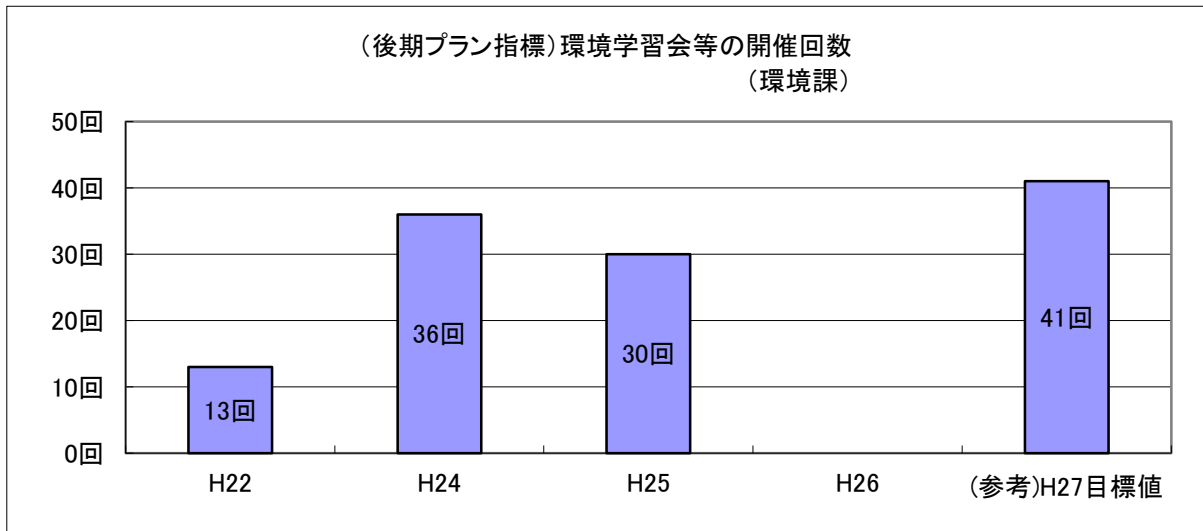
自主防災組織結成自治会数は214と、目標値224と比べて達成率95.5%となっていますが、自主防災の必要性について更なる周知と支援を行い、未結成自治会の自主防災組織結成を促します。

環境学習等の開催回数36回は、目標値41回と比べて達成率73.2%となっており、産業環境部及び教育委員会と連携し、環境学習の必要性を周知し、実施するように働きかけ、市民に「知り、学び、考える」機会を提供するよう努めます。

成果指標







具体的な取り組み(事業内容)

7 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
プレママ教室	妊婦やその家族を対象に、妊娠期から授乳期、乳幼児の生活及び食事について必要な知識を付けてもらう。	今市保健福祉センターにて年10回開催 参加者:107人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	健康課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
女性のためのハッピーライフ講座の実施	市内在住の20～30歳代の女性を対象に「美しく健康なカラダ」を作るための講座を開催	年8回開催 参加者:89人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	健康課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
からだ改善教室の実施	市内在住の20～30歳代の男性を対象に、筋力トレーニングの方法について学べる講座開設	実施なし	統合整理	類似の公民館、勤労青少年ホーム事業に統合	健康課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
企業向け健康教育の実施	企業に所属している働き盛りの世代を対象に生活習慣病の予防を図る。	2企業に対し実施 参加者:34人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	健康課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
ニューススポーツフェスティバルの開催	ニューススポーツの体験を通し、市民の世代間交流と健康の維持増進、生涯スポーツの普及に努める。	H25.7.6 実施 豊岡運動公園 参加者:73 人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	スポーツ振興課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
女性サポートセンター講座	働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開設	9 講座 延べ 36 回 参加人数延べ 538 人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
各種公民館事業の充実	子どもからお年寄りまでの市民を対象とした生きがいや健康づくりに関する講座開催	累計講座数:205 累計参加人数(延べ):16,535人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	各公民館

8 援助を必要とする人への支援

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
地域包括支援センター(事業包括的支援、介護予防事業)	介護や福祉に関する相談、高齢者の予防教室事業	総合相談実績:9,590件 介護予防事業実績 1次予防事業回数119回 参加人数2,049人 2次予防事業回数63回 参加人数985人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	高齢福祉課 地域包括支援センター

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
障がい者相談支援事業	介護や福祉に関する相談、高齢者の予防教室事業	相談員2名 相談件数191人 延べ件数1131件	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	生活福祉課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
ひとり親家庭への相談・自立支援の充実	ひとり親に対し、相談を受けるとともに、就労をはじめ自立に向けて支援を行う。	母子自立支援員兼婦人相談員 4 名配置 母子家庭・寡婦相談件数 1,750 件、父子家庭相談件数 9 件 貸付相談件数延べ 873 件 就労支援件数延べ 244 件	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

9 安全・安心なまちづくり

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
ひかりの郷にっこう出前講座【再掲】	市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことのできる学習機会を提供する。	登録講座数 :130 出前講座数 :130	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	中央公民館

進捗状況

男女が共に、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かちあうことが不可欠です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとって、仕事により生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との時間や自己啓発・地域活動への参加の時間を創ることにより、豊かな生活を可能にします。

放課後児童クラブをはじめとした放課後児童対策の未設置校は、計画当初3校ありましたが、現在は1校となり達成率は66.7%となっています。未設置校については、今後も地域の実情に応じた放課後児童対策の実施に向け検討を進めます。

ホームヘルパー2級養成講座受講者の男性割合は、すでにH27目標値である25%を8.3ポイント上回り達成率は133.2%となっています。

男女共同参画推進事業者表彰数は、毎年2件表彰しており、順調に目標値 14 件に達するよう今後も制度の周知に努めていきます。

家族経営協定の締結数は、目標値の123戸に到達しましたが、農業関係団体の各種会議等の機会を通じて家族経営協定締結の普及推進を図っていきます。

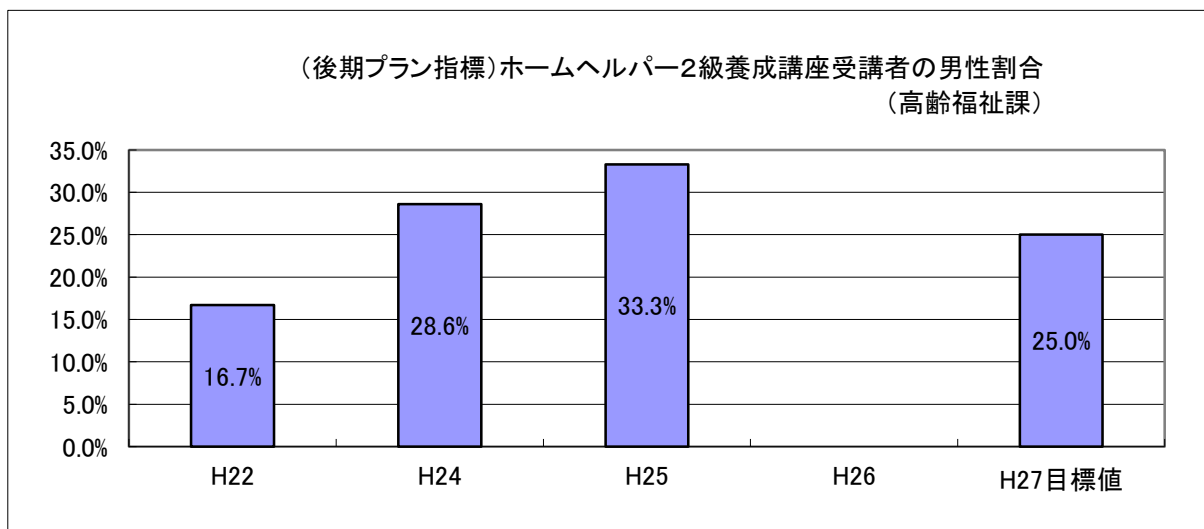
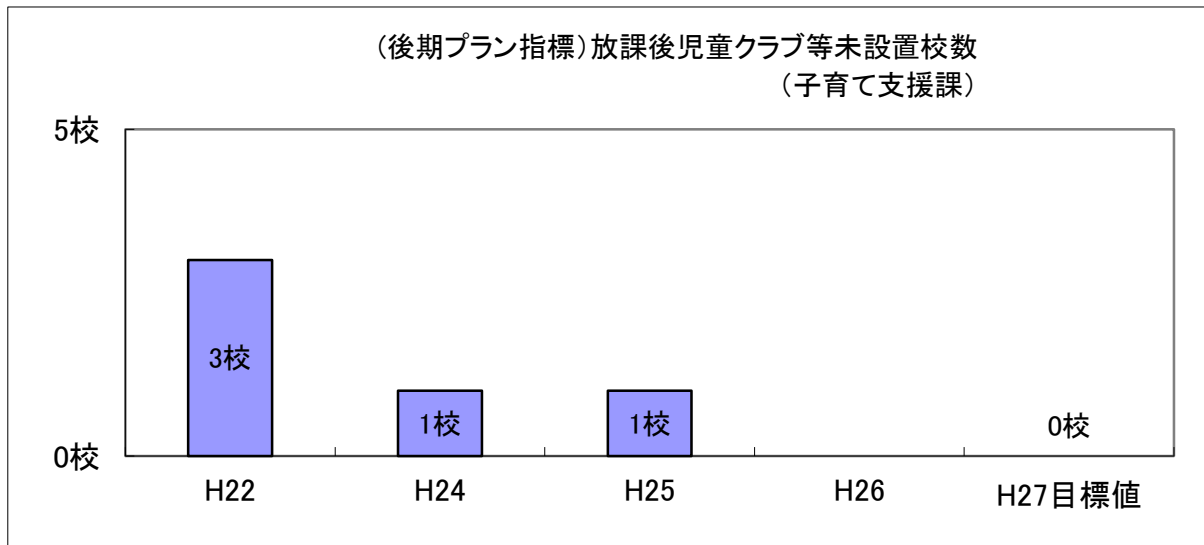
女性認定農業者数(累計)は、目標値 19 人に対し 13 人と、農業従事者の減少及び高齢化に伴う担い手不足のため、達成率68.4%となっています。総合的な担い手育成・確保対策の実施を行っていきます。

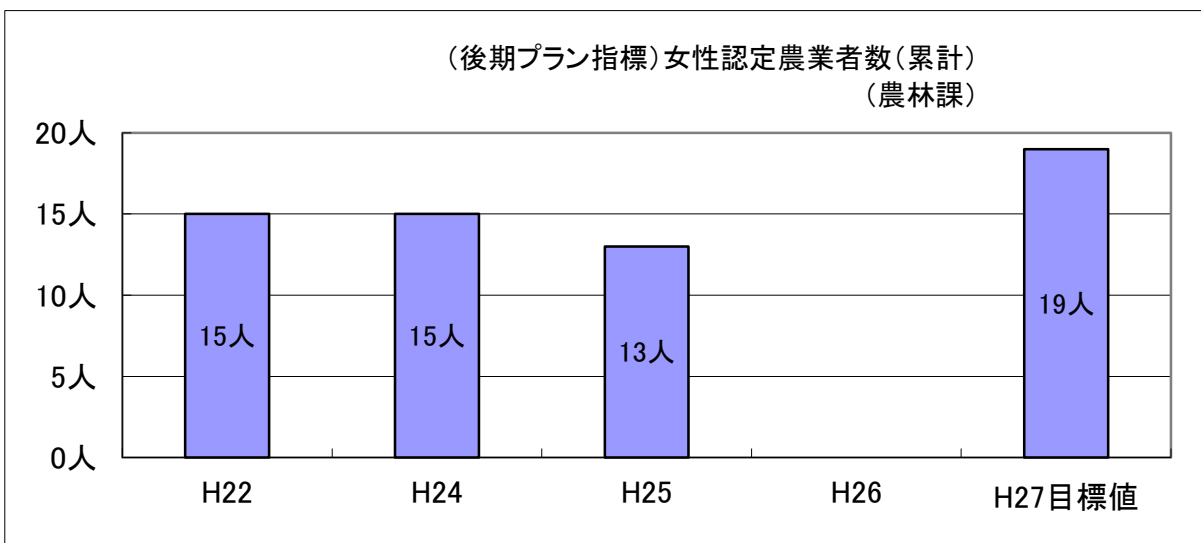
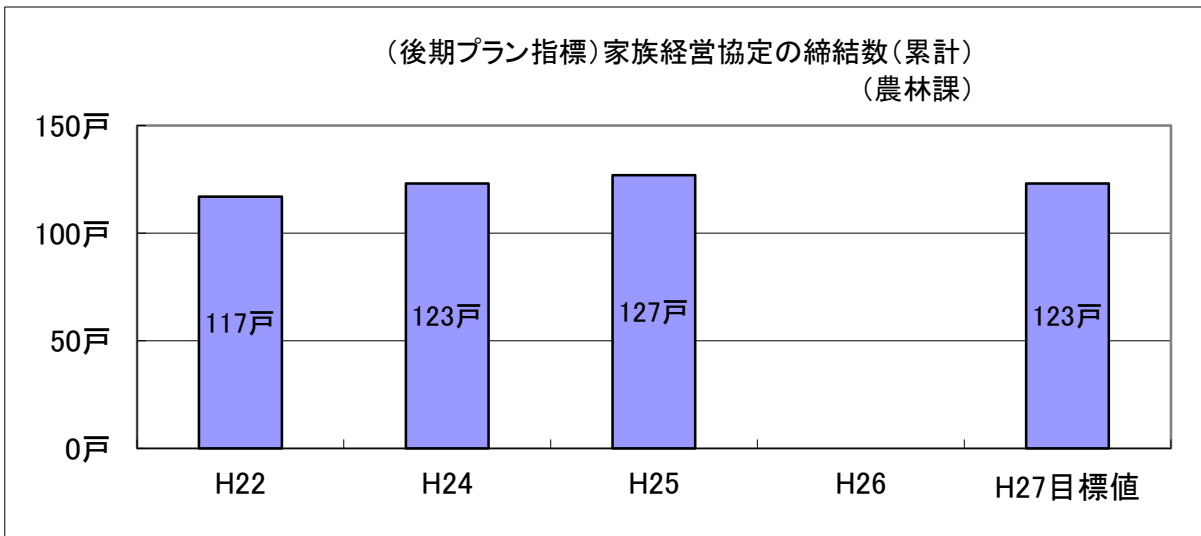
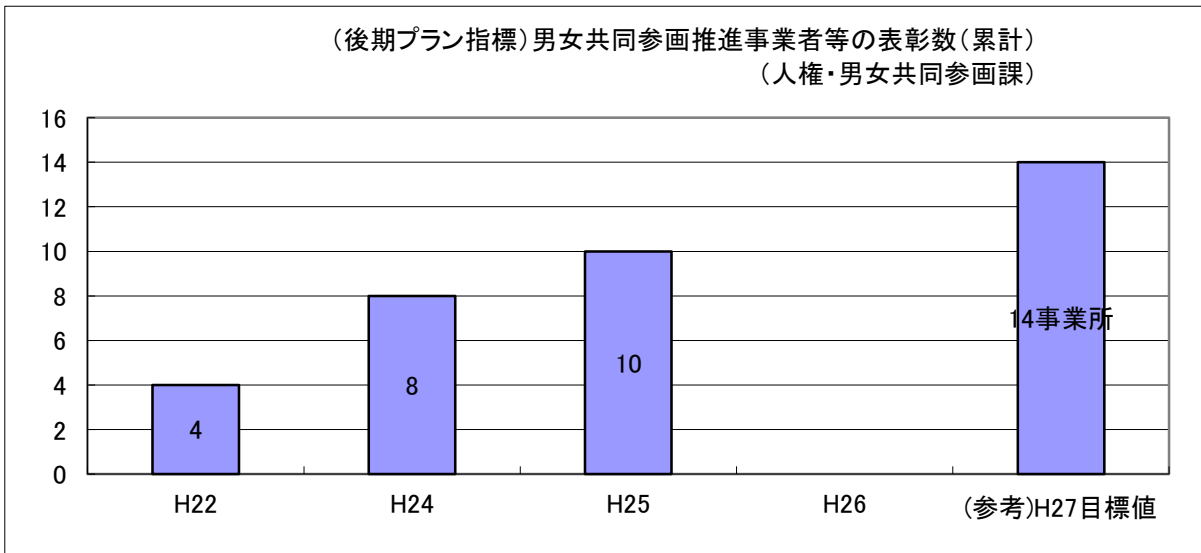
市男性職員の育児休暇取得率は伸び悩んでいます。目標値 70%対し平成25年度は12%と平成22年度の 44.5%から比べても大幅に減少しております。特定事業主行動計画ハンドブックの見直しを行い、周知を図っていききたいと思います。

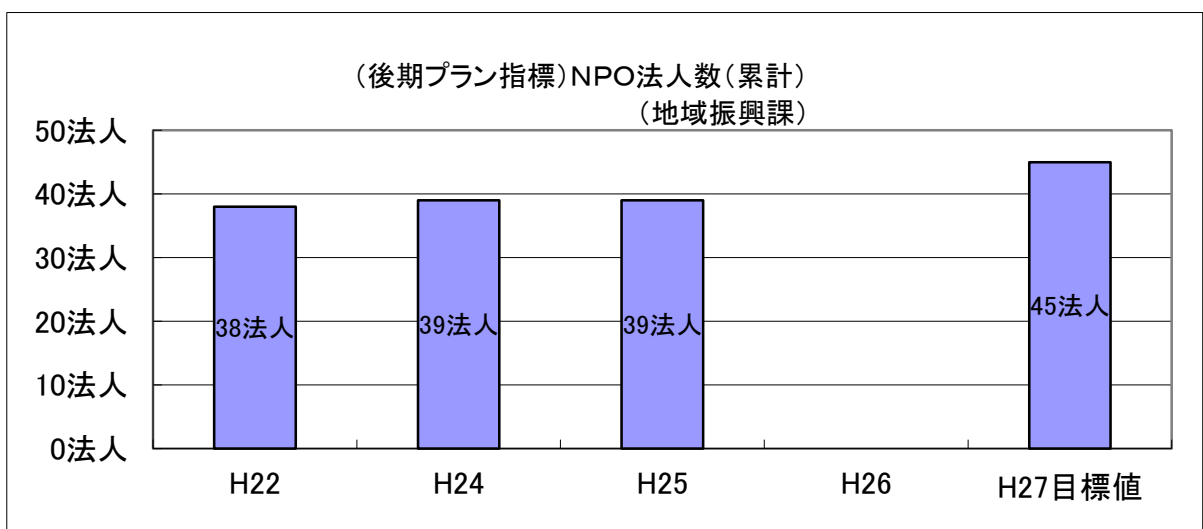
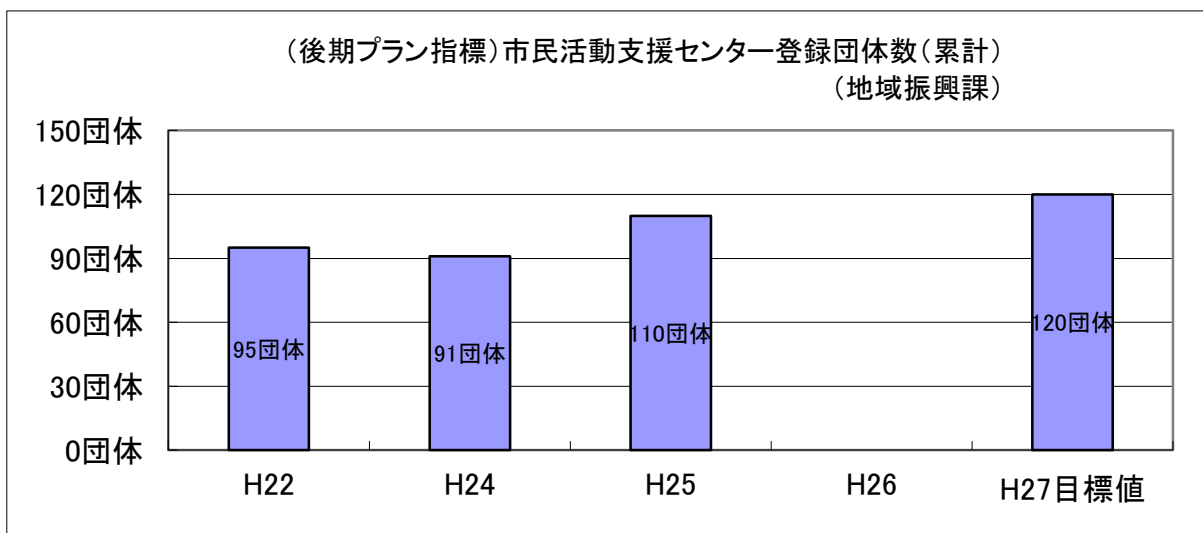
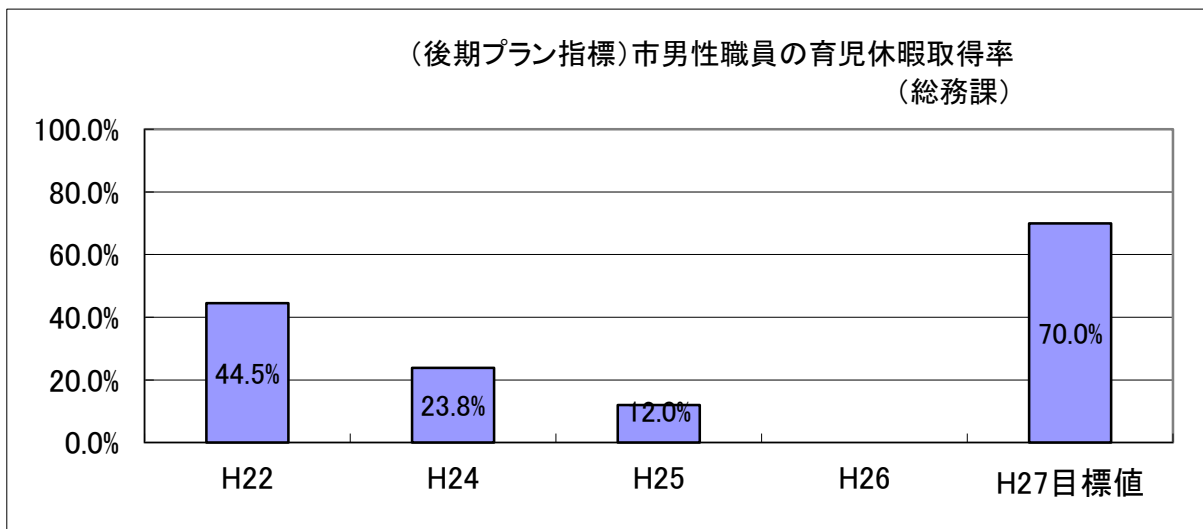
市民活動支援センター登録団体数(累計)、NPO法人数(累計)については、目標値に向けて順調に増加しているが、市民活動支援センターと連携して周知や相談・支援を継続していきます。

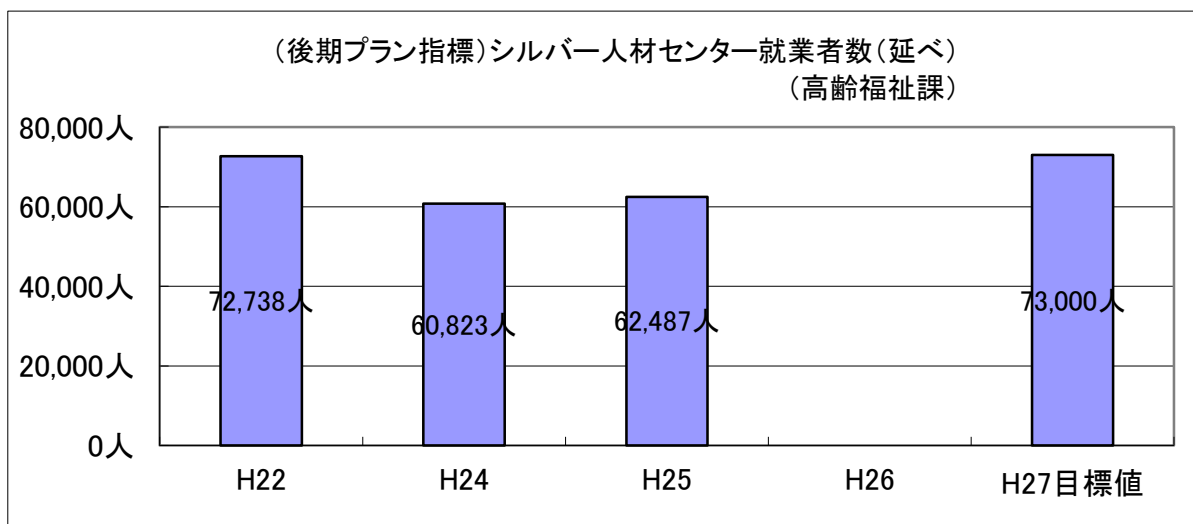
シルバー人材センター就業者数(延べ)については、達成率 85.6%とH24 年度より増加しているが、受注の伸び悩みなどにより就業機会が拡大できなかったため、さらに就業機会の拡大を図っていきます。

成果指標









具体的な取り組み(事業内容)

10 子育て・介護サービスの充実

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
乳幼児健康相談	身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等を行う。	各地域で実施 80回開催 1,272 人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	健康課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
保育サービスの充実	多様な子育てニーズに対するため、病児・病後児保育、休日保育、園長保育、障がい児保育など様々な保育サービスの提供	病後児保育2園 (延べ434人) 休日保育 (延べ607人) 延長保育 (延べ 572 人) 障がい時保育 12園 (延べ21人)	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	子育て支援課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
ファミリーサポートセンター推進事業	病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、地域の相互援助による、ファミリーサポートセンター事業の充実	依頼会員 682 人 協力会員 165 人 両方会員 75 人 活動件数 3,345 件	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	子育て支援課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
地域子育て支援センターの充実	在宅で子育てをする保護者に対する育児不安の相談指導、子育てサークルへの支援など、地域子育て支援センター事業の充実	地域子育て支援センター利用者数 18,522 人	拡充	これまでの月～土に加えて日祝日も開設	子育て支援課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
放課後児童対策推進事業	放課後児童クラブや放課後子ども教室などの施策と連携しながら総合的な放課後児童対策を推進	放課後児童クラブ等：市内 25 校	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	子育て支援課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
介護サービスの充実	居宅サービス、施設サービスなど様々な介護サービスを実施し、高齢者の生活の質の向上を図る	居宅介護サービス受給者数： 24,732 人 地域密着型サービス受給者数： 2,651 人 施設介護サービス受給者数： 9,888 人	拡充	グループホームひだまり H26.3 月開所	介護保険課

11 働きやすい職場環境の整備の促進

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	事業主や労働者、一般市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するため、意識啓発セミナーの開催	11月19日 中央公民館 講師：(株)東レ経営研究所特別顧問 佐々木常夫氏。 参加者：102名	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの作成	ワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを作成し、配布する	ワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを2種類作成し、会議、セミナー等で配布している。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
日光市農業農村男女共同参画推進事業	日光市農業農村男女共同参画推進委員会の開催	7月16日、1月14日の年2回開催	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	農林課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会	農業農村の男女共同参画社会形成のための理解促進と意識の高揚を図ること目的に講演会を開催	1月31日開催 参加者 46名 (内、男性 17名)	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	農林課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
事業所等への男女共同参画に関する情報提供及び啓発	労働に関する施策を示した冊子やパンフレット、ポスターなどを掲示、配布し、男女共同参画に関する普及啓発を図る。	協業の協議会等で年2回くらいワーク・ライフ・バランスのパンフレットを配布する。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	商工課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
日光市若年者雇用創出奨励金の周知啓発	市内在住の40歳未満の若年者を3ヶ月間トライアル雇用し、その後に正規雇用した市内事業者に対して奨励金を交付	4件、84万円の交付実施	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	商工課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
日光市特定事業主行動計画の推進	職員における「仕事と生活の調和」と「仕事と子育ての両立」をめざして、日光市特定事業主行動計画を推進する。	既存計画の推進を継続。時差出勤勤務制度の本格実施。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	総務課

12 地域活動への参画促進

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
シルバー人材センター事業	知識、経験、技能を活かした職業の場を提供するとともに、各種研修会を実施	業務関係研修：3回実施、参加者延べ50名 子育て支援事業研修：18回実施、参加者延べ609名	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	高齢福祉課 (シルバー人材センター)

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
女性防火クラブ員 地域防災活動事業	各地域に点在する防火クラブ員が中心になり、地域防災に関する事業を展開する。	女性防火クラブ員:1,208 人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	消防本部予防課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
地域づくり市民講座	地域課題解決に必要な地域参画力の技術や知識を学ぶ目的で開催。	実施件数 3 件 参加者:90 人	継続	地域において中心となって活動を行う自治公民館長や指導者等、対象者をかえて実施した。	中央公民館

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
各種公民館事業の充実【再掲】	子どもからお年寄りまでの市民を対象とした生きがいづくりや健康づくりに関する講座開催	累計講座数:205 累計参加人数(延べ):16,535 人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	各公民館

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画セミナーの開催【再掲】	男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催する。	地域にあったテーマで市内5カ所開催 参加者:142名 市内4高校にて開催 参加者:665名	拡充	平成25年度から今市特別支援学校もセミナーを実施	人権・男女共同参画課

基本目標Ⅲ 参画しよう

施策の方向 6

政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

進捗状況

私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針・意思決定の場への男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映できます。

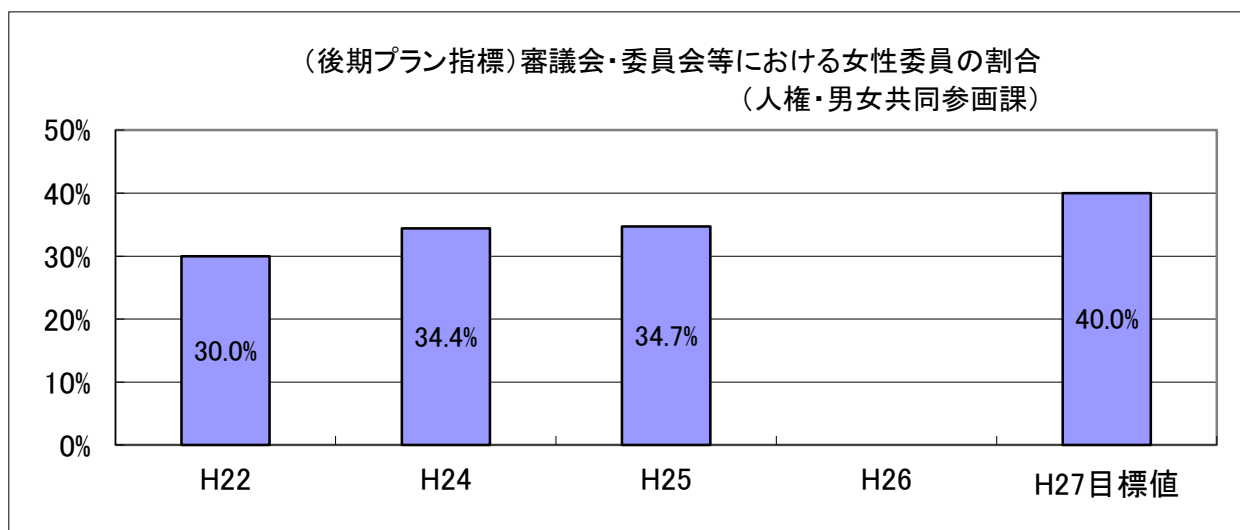
当市における審議会等における女性委員の割合は、H22年度の30%から4.7ポイント上昇し、H25年度は34.7%と伸びを示しています。女性委員登用促進として、女性の割合を40%以上60%未満にするという市内基準を24年4月に新たに設けた結果であります。

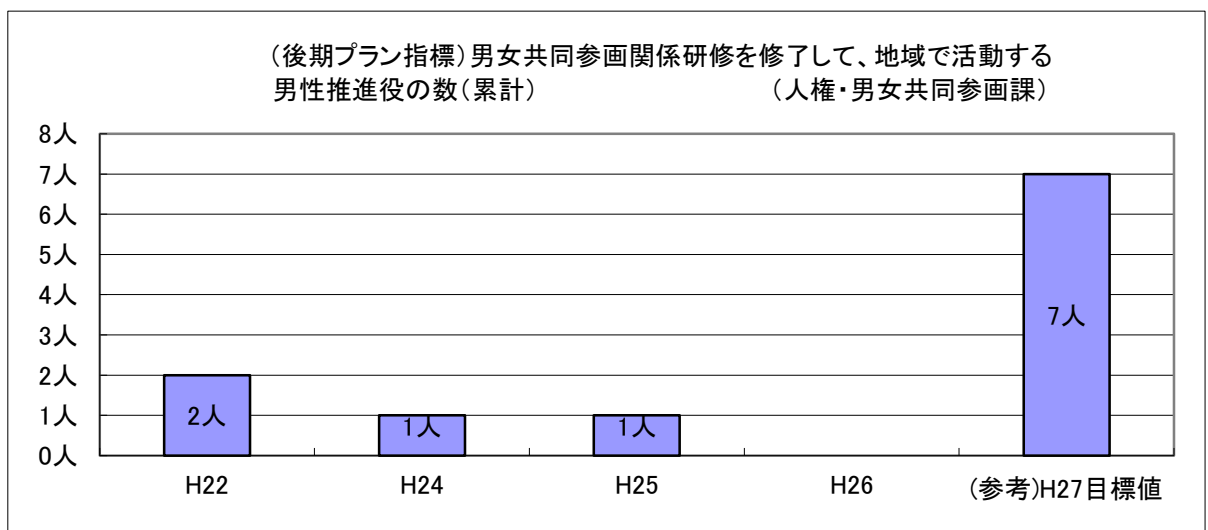
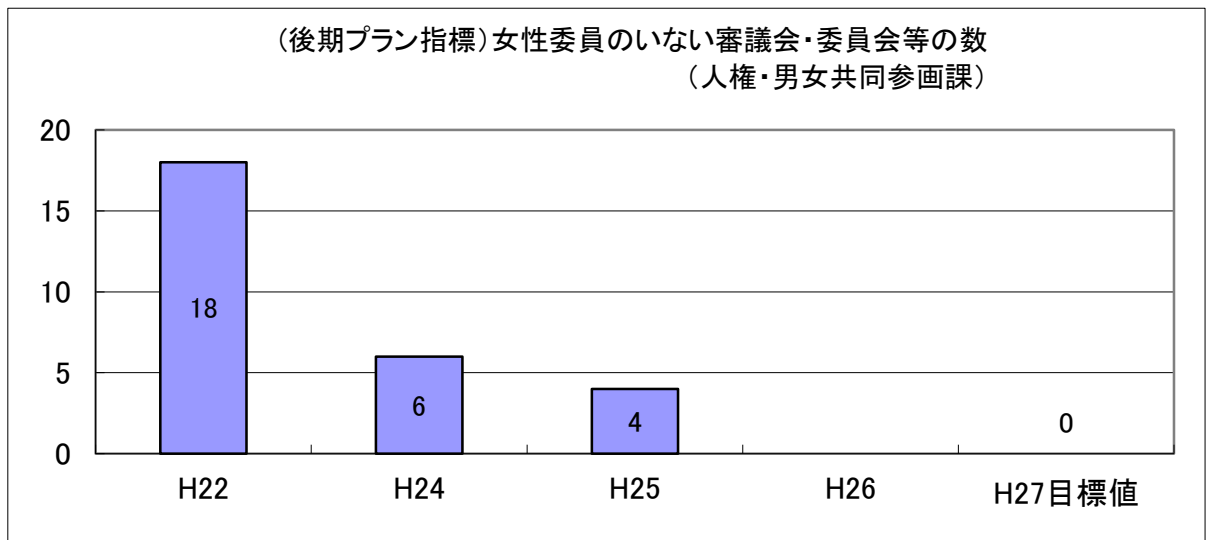
また、女性がいらない審議会等においてもH22年度が18組織となっていました。H25年度は残り4組織となりました。今後さらなる推進を期待しています。

地域で活躍する男性推進役の数については、男女共同参画関係研修を修了して、地域で活動する男性推進役の数で、進捗状況を確認しました。この指標は、県主催の女性教育指導者研修及び男女共同参画セミナー「ステップアップコース」の修了者の合計数になります。単発の研修会と違い数回のコースによる研修で、修了者は市町村に報告され、地域での推進役として活躍しています。これらの研修修了者のほとんどは女性です。これまで女性に対する政策が重視されてきましたが、これからは男性の意識改革が重要であり、そのためにも男性の推進役が必要になります。

退会等によりH22年度の値より減少し現在1人です。H27年度目標値7人に対し14.3%と今回の進捗調査の中では非常に低い値です。今後目標達成のための重点施策として推進し、男性に地域で活動できる仕組みを検討することが急務となります。

成果指標





具体的な取り組み(事業内容)

14 人材育成の支援

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
リーダーの育成・支援	「次世代人材育成事業」や「女性教育指導者研修」「男女共同参画セミナー」への参加の促進	栃木県次世代人材づくり参加者0名 栃木県女性教育指導者研修1名	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
女性サポートセンター【再掲】	働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進と人材育成を図るため、各種講座を開設	9 講座 延べ 36 回 参加人数延べ 538 人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
女性団体への活動支援	市女性団体連絡協議会、及び各構成団体への活動支援	役員会:年 10 回 会員研修会:年 4 回 補助金:354,000 円	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会への活動支援	「連絡会」への活動支援、及び情報提供を行う。	月1回の定例会 映画「人生、いろいろ」上映会:8月31日 今市中央公民館中ホール 朗読講座視察研修 :3月2日 小山市立文化センター	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
市民・市民団体への支援	男女共同参画の自主的団体、NPO法人、グループ等との連携を深める。	日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会で栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会が朗読劇を行った。	継続	今後も、男女共同参画の自主的団体等の連携を深めるよう	人権・男女共同参画課 生活安全課

進捗状況

男女共同参画の実現に向けた取り組みとして、女性が抱える課題は世界共通のものも多く、国連を始めとする国際社会での取り組みの成果や経験を生かしていく必要があります。また、市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画を認識することで、多様な文化や価値観に触れ、違いを認め合う意識が醸成されます。

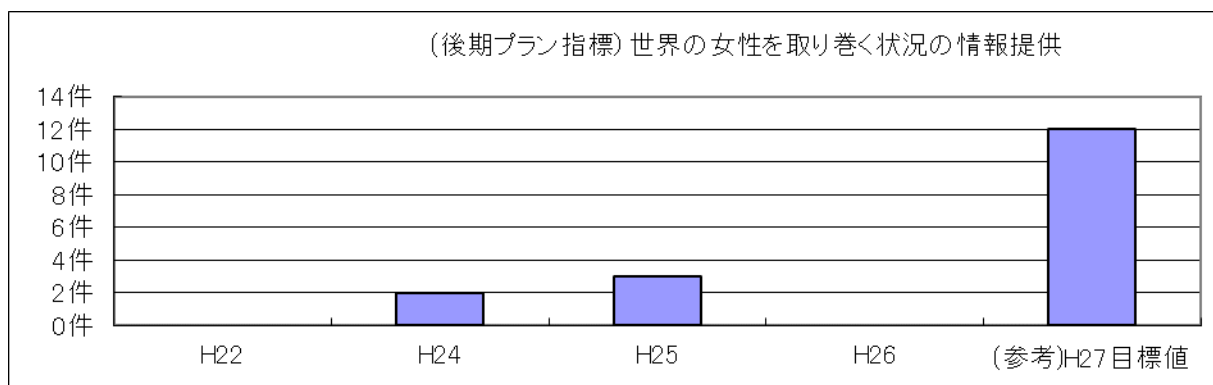
ここでは、世界の女性を取り巻く状況の情報提供という新たな成果目標を設定しました。男女共同参画広報紙「はーとふる日光」やホームページを利用した情報発信を行いました。

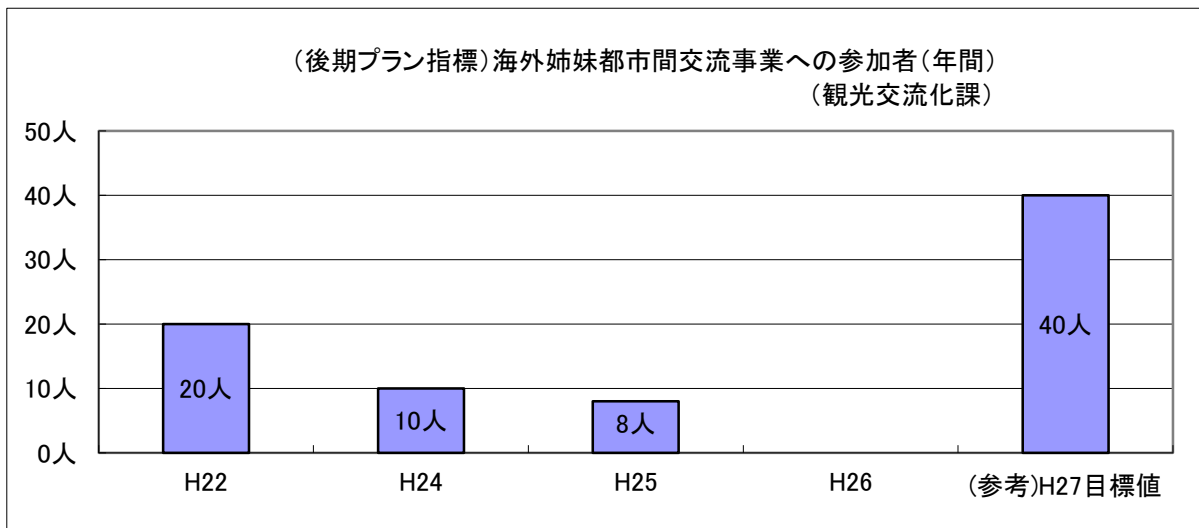
世界の女性を取り巻く状況の情報提供、及び男女共同参画に関する情報の提供で、進捗状況を確認します。市ホームページで市の取り組みに加え、市を取り巻く状況を紹介することで、よりわかりやすく男女共同参画社会づくりの状況を提供できると考えています。

主な活動として、H25年度は世界における日本のジェンダーギャップ指数における順位など内閣府の情報をホームページに掲載しました。H25年度における件数は3件とまだ実績が少ないため男女共同参画においても「世界の日光」となるよう推進して行きます。

海外姉妹都市間交流事業への参加者については、目標値40人のところ航空運賃の値上げによる経費高騰によりH25年度は8人となったと考えられます。事前に案内会を開催したり、学校を通じて対象一人ひとりにチラシを配るなどして事業を積極的にPRしていきます。

成果指標





具体的な取り組み(事業内容)

14 国際交流・支援の推進

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
在住外国人支援事業	日本語教室の開催や、多言語による生活関連情報のパンフレットの作成を行い、在住外国人の生活を支援	日本語教室開催:18回 参加者 32人	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	観光交流課

基本目標Ⅳ 推進しよう

施策の方向 8

推進体制の充実

進捗状況

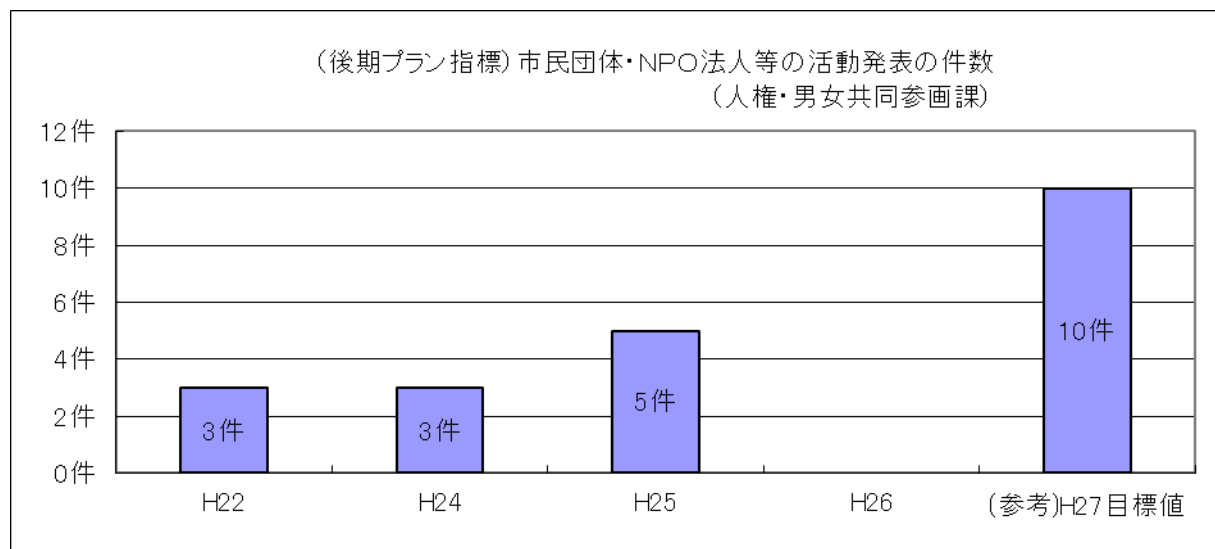
男女共同参画を進めていくうえで行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画の形成を目指すという共通認識を持つことが必要です。各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、率先して市民のモデルになっていくことが求められるため、職員への意識啓発を積極的に進めていく必要があります。

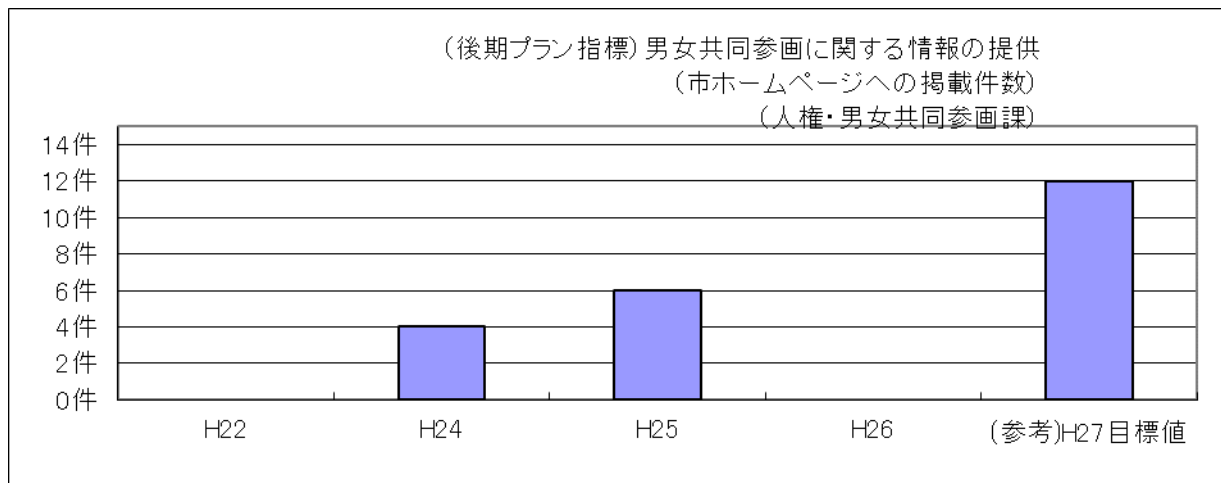
日光市における男女共同参画施策を進めるうえでは、市民や地域など多様な主体が連携を図ることが必要です。ここでの施策における成果目標項目に、市民団体・NPO法人等の活動発表の件数があります。日光市女性団体連絡協議会や栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会がセミナーの開催において活動発表を実施しました。

結果として、H25年度は5件となりH24年度と比べて2件増えましたが、まだ目標値10件に達していないため今後も積極的に市民団体・NPO法人等の活動発表を実施していきます。

男女共同参画に関する情報提供については、国や県・他自治体と連携し、情報提供を実施していきます。

成果指標





具体的な取り組み(事業内容)

17 市の推進体制の充実

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画社会づくり推進本部の運営	男女共同参画社会づくり推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進する。	推進本部幹事会 5月30日、12月13日 推進本部 6月11日、12月25日 年2回開催	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
市職員へのセクシャル・ハラスメント防止研修の実施	セクシャル・ハラスメントを正しく理解し、その防止及び対処方法を学習する。	主査以下の職員対象。受講対象者 64 名 受講者数 53 名 受講率:82.8%	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	総務課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
市職員の人事評価制度の実施	個々の能力評価及び目標管理を用い業績評価による人事評価制度の確立を図る。	能力評価及び業績評価の試行を継続実施。 評価者向研修: 受講者 53 名 被評価者向け研修:244 名	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	総務課

18 市民・地域・行政との連携

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画社会づくり市民会議の運営	市民会議を設置し、研修や施策の推進を行う。	年4回の会議 視察研修:7月26日、宇都宮市男女共同参画推進センター 男女共同参画社会づくりフォーラムの実施	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

19 国や県・他自治体・関連機関との連携

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
男女共同参画に関する国や県、他市町村からの情報の提供	男女共同参画に関する調査結果やデータを提供する。	内閣府男女共同参画局の男女共同参画に関する国際的な指数などをホームページに掲載、会議等で周知している。	継続	24年度に十分な成果をあげているため、25年度も同様に実施した。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	25年度実施状況	区分	区分の内容	担当
全国男女共同参画都市宣言都市サミットへの参加	交流を深めるとともに、連携と意識の高揚を図る。	都合により参加できず。	継続	都合により参加できず。	人権・男女共同参画課



第3章 参考資料



1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯

年 度	市と市民の取組みの経緯
H17 年度	平成 18 年 3 月 20 日、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の 2 市 2 町 1 村で合併、企画部に男女共同参画課を設置。
H18 年度	・「日光市男女共同参画社会づくり市民会議」 平成 18 年 6 月、学識経験者、関係機関・団体、公募委員などの男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を持つ市民の推進組織として設置。 ・「日光市男女共同参画社会づくり推進本部」 平成 18 年 6 月、行政の推進組織として、市長を本部長として設置。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 19 年 3 月 17 日(土) 場所：今市文化会館 演題：「ありのまま そのままに生きる」 講師：真屋順子(女優)さん 高津住男(俳優)さん 夫妻 ・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成 19 年 2 月 5 日 今市高校 演題：「終わりのないドラマがこれから始まる」 講師：日本IBM(株)ゼネラル・ビジネス事業担当執行役員 鷺谷万里 <日光地域> 平成 18 年 12 月 21 日 日光総合会館 演題：「夢を走り続ける女たち」 講師：スポーツジャーナリスト 増田明美 <藤原地域> 平成 18 年 11 月 10 日 藤原総合文化会館 演題：「女だけじゃだめなのよ、男も一緒に、がんばらない介護」 講師：野原すみれ <足尾地域> 平成 18 年 11 月 26 日 足尾公民館 演題：「ありがとうの心で」 講師：男女共同参画課長 福田英子 <栗山地域> 平成 19 年 2 月 2 日 栗山総合支所 演題：「“テレビ寺小屋” から学ぶ男女共同参画」 講師：フリーアナウンサー 松田朋恵 ・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 創刊号 平成 18 年 10 月 31 日発行 第2号 平成 19 年 3 月 15 日発行 ・男女共同参画に関する市民アンケート 平成18年10月1日現在市内に住所を有する満20歳以上の個人を住民基本台帳から無作為に2,000人抽出、平成19年3月報告。市民の男女共同参画に関する考えや意見・実情を把握し、男女共同参画の基本計画策定

H18 年度	や施策推進の基礎資料とした。 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。
H19 年度	・「男女共同参画プラン日光」 男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の策定委員により、平成18年度から2ヵ年にわたり検討し、平成20年3月策定。 ・「日光市女性団体連絡協議会」 平成19年6月21日、女性の地位向上と男女共同参画の推進を目的に、合併前の平成17年度より、交流会や設立準備会を重ね、市内8団体により設立。 ・「栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会」 平成20年2月25日、県から委嘱されている日光市内の栃木県男女共同参画地域推進員により、男女共同参画の推進を目的に、平成19年11月より、5回の設立準備会を重ね設立。 ・男女共同参画宣言都市奨励事業 日時：平成20年3月15日(土) 場所：今市文化会館 演題：「一人ひとりが輝こう…私の個性も あなたの個性も」 講師：弁護士 住田裕子さん ・男女共同参画セミナー ＜今市地域＞ 平成19年10月29日 今市高校 演題：「自分らしく生きるために…」 講師：住友信託銀行(株)CS推進部長 矢島美代 ＜日光地域＞ 平成19年11月21日 日光総合会館 演題：「地域づくりは、人づくり」 講師：栃木県シルバー大学校中央校講師 高尾憲弘 ＜藤原地域＞ 平成19年11月8日 日光商工会議所鬼怒川事務所 演題：「男女が共に生きる歓びを分かち合う心」 講師：心理カウンセリングルーム「ハートピット」所長 山崎雅保 ＜足尾地域＞ 平成20年3月23日 足尾公民館 演題：「あたしメッセージ」 講師：親業インストラクター 斎藤エツ子 ＜栗山地域＞ 平成20年2月5日 栗山総合支所 演題：「おかみさんパワーでまちおこし」 講師：協同組合浅草おかみさん会理事長 富永照子 ・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」

H19 年度	第 3 号 平成 19 年 9 月 25 日発行 第 4 号 平成 20 年 2 月 25 日発行 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 19 年 12 月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催
H20 年度	・「日光市男女共同参画推進条例」 学識経験者や公募委員、男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の検討委員により、平成19年度から2ヵ年にわたり検討し、平成21年3月制定、4月施行。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 21 年 3 月 7 日(土) 場所：今市文化会館 演題：「男と女のあり方が変わる 経済も変わる」 講師：経済アナリスト 森永卓郎 ・男女共同参画セミナー ＜今市地域＞ 平成 20 年 10 月 20 日 今市高校 演題：「私がレーザーで原子を見る物理の研究者になったわけ」 講師：独立行政法人理化学研究所仁科加速器研究センター 前任研究員 松尾由賀利 ＜日光地域＞ 平成 20 年 10 月 31 日 日光総合会館 演題：「男女共同参画社会づくりは家庭から」 講師：学社融合研究所代表 越田幸洋 ＜藤原地域＞ 平成 20 年 10 月 21 日 藤原総合文化会館 演題：「肩の力を抜いた子育て」 講師：保育施設りんごの木代表 柴田愛子 ＜足尾地域＞ 平成 20 年 12 月 8 日 足尾中学校 演題：「男女共同参画って何？～女性と男性の役割について～」 講師：栃木県男女共同参画地域推進員 中元仁子 ＜栗山地域＞ 平成 21 年 2 月 5 日 栗山総合支所 演題：「妻が僕を変えた日」 講師：中央大学法学部教授 広岡守穂 ＜自治会特別セミナー＞ 平成 21 年 2 月 19 日 藤原総合文化会館 演題：「今求められている男達の連帯と助け合い ～父子家庭体験から見てきたもの～」 講師：元毎日新聞編集委員 重川治樹 ・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」 第 5 号 平成 20 年 9 月 20 日発行 第 6 号 平成 21 年 3 月 23 日発行

H20 年度	・「男女共同参画推進のための職員指針」 「男女共同参画プラン日光」に掲げる行政の推進体制の充実のため、平成 19 年度から2か年にわたり、行政の推進組織である「男女共同参画社会づくり推進本部推進班」にて検討し、平成 20 年 12 月 10 日、指針及びガイドブックを策定。 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 20 年 11 月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催
H21年度	機構改革により、「企画部男女共同参画課」から「健康福祉部人権・男女共同参画課」となった。新たに、ひとり親支援及び婦人保護業務が加わった。 ・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」 関係機関や公募委員から選出された10名の検討委員により検討し、平成 22年3月策定。 ・「男女共同参画審議会」 平成21年10月1日、学識経験者、関係機関からの推薦、公募委員16名による男女共同参画に関する調査や審議をおこなう審議会を設置。 ・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者の表彰制度を開始。男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて表彰。 2件 日光交通株式会社 個人酪農家 石川正美・石川昌子 ・男女共同参画の施策等に対する意見等の申出制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画の推進に係る意見等の申出を開始。 ・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。平成 21 年度の状況について報告。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 22.年 3 月13日(土) 場所：日光市藤原総合文化会館 演題：「この世に生まれ、生きて、生かされて・・・ ～あと一歩前へ踏み出したいあなたへ～」 講師：家田荘子(作家・高野山真言宗僧侶)

H21 年度	・男女共同参画セミナー ＜今市地域＞ 平成 21 年 10 月 19 日 今市高校 演題：「なりたい自分は、自分の中に！」 講師：RE Learning(リ ラーニング) 代表 秦野玲子 ＜日光地域＞ 平成 21 年 12 月 15 日 日光公民館 演題：「ボーダレス! 男女共同参画社会と国際理解」 講師：堀内ベバリー(アメリカ)、小椋霞(中国)、ジョーンズ久子(オーストラリア)、宮地ゆみ(ピアノ)、谷津真(ケーナ) ＜藤原地域＞ 平成 21 年 11 月 18 日 藤原総合文化会館 演題：「輝くシニアライフを迎えるための条件とは」 講師：佐野短期大学 社会福祉学科教授 山田昇 ＜足尾地域＞ 平成 22 年 1 月 10 日 足尾中学校 演題：「若人よ! 広い世界へ羽ばたけ! ～夢に向かって走ろう～」 講師：(有)西野企画 西野裕子 ＜栗山地域＞ 平成 22 年 2 月 5 日 栗山総合支所 演題：「新しい自分づくりとまちづくり～初めの一步を踏み出そう～」 講師：作新学院大学 総合政策学部教授 橋立達夫 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー (財)21 世紀職業財団栃木事務所との共催により開催。 平成 21 年 10 月 7 日 中央公民館 演題：「ワーク・ライフ・バランスによる職場活性化で不況を突破する」 講師：東レ経営研究所 渥美由喜 ・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 第 7 号 平成 21 年 9 月 25 日発行 第 8 号 平成 22 年 3 月 25 日発行 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 21 年 11 月 28 日～29 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催
H22 年度	・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。 東武バス日光株式会社 社団医療法人 明倫会 ・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。 平成 22 年度の状況について報告。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 23 年 2 月 5 日(土)

H22 年度	場所：日光市今市文化会館 演題：「自分を生きるということ」 講師：吉永みち子（ノンフィクション作家） ・男女共同参画セミナー ＜今市地域＞ 平成 22 年 11 月 15 日 今市高校 演題：「なりたい私を考える」 講師：ヤマハ発動機㈱ 神開華子氏 ＜日光地域＞ 平成 23 年 2 月 18 日 日光公民館 演題：「地域から考える男女共同参画社会」 講師：作新学院大学女子短期大学部教授 加藤千佐子氏 かたりべ杉並木 代表 小林キヨ子氏 他4名 ＜藤原地域＞ 平成 23 年 1 月 20 日 藤原総合文化会館 演題：「自分の可能性再発見 自分らしく生きることを楽しみましょう」 講師：特定非営利活動法人RDA宇都宮 理事長 井原昌代氏 ＜足尾地域＞ 平成 23 年 1 月 9 日 足尾公民館 演題：「船出の日成人式を迎えて～国際人として大きな世界へ船出せよ～」 講師：(有)西野企画 代表取締役 西野裕子氏 ＜栗山地域＞ 平成 23 年 3 月 3 日 栗山総合支所 演題：「気持ちを伝え合うコミュニケーション」 講師：フリーアナウンサー 白井佳子氏 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー 平成 22 年 10 月 19 日 中央公民館 演題：「ワーク・ライフ・バランス これからの時代の男性・女性の生き方」 講師：神戸常盤大学短期大学部准教授 NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 小崎恭弘氏 ・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」 第 9 号 平成 22 年 9 月 24 日発行 第 10 号 平成 23 年 2 月 25 日発行 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 22 年 11 月 26 日～27 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会（サポートセンターまつり）を開催
H23 年度	・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。 ○太陽ファミリーランド自治会 ○明神農産加工組合

H23 年度	・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。 平成 23 年度の状況について報告。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 24 年 3 月 17 日(土) 場所：日光市日光総合会館 演題：「おとなの品格～いま、われわれに求められていること～」 講師：坂東眞理子氏(昭和女子大学学長) ・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成 23 年 11 月 14 日 今市高校 演題：「私が社会の中で働くということ」 講師：(株)カインズ 齋藤芳氏 <日光地域> 平成 23 年 10 月 19 日 日光総合支所 演題：「食育から考える男女共同参画社会」 講師：NPO法人日本食育協会 石原礼子氏 <藤原地域> 平成 23 年 11 月 16 日 藤原総合文化会館 演題：「その気持ち伝えてますか？～女と男のお話～」 講師：フリーアナウンサー 白井佳子氏 <足尾地域> 平成 23 年 12 月 21 日 銅やまなみ館 演題：「男女共同参画について考える」 講師：フリーアナウンサー 白井佳子氏 <栗山地域> 平成 24 年 3 月 8 日 湯西川公民館 演題：「わたしを知ってあなたを知る～もっとコミュニケーションを楽しもう～」 講師：TA心理研究所所長 繁田千恵氏 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー 平成 23 年 10 月 14 日 中央公民館 演題：「ワーク・ライフ・バランス～心にゆとりと人生に彩を～」 講師：NPO法人フローレンス 宮崎眞理子氏 ・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」 第 11 号 平成 23 年 9 月 26 日発行 第 12 号 平成 24 年 2 月 24 日発行 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。また、女性サポートセンターまつりとして、平成 23 年 11 月 26 日～27 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催。
--------	---

H24 年度	・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。 ○長畑自治会 ○丸彦製菓株式会社 ・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。 平成 24 年度の状況について報告。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時:平成 25 年 3 月 16 日(土) 日光市今市文化会館 演題:「女らしさ男らしさ」 講師:室井佑月氏(作家) ・男女共同参画セミナー ＜今市地域＞ 平成 25 年1月 29 日 大沢公民館 演題:「朗読劇から男女共同参画社会を考える」 講師:栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会 ＜日光地域＞ 平成 24 年 10 月 22 日 日光公民館 演題:「ライフスタイルについて考えてみませんか ～男女共同参画社会の実現に向けて～」 講師:宇都宮大学教育学部 良 香織氏 ＜藤原地域＞ 平成 24 年 11 月 21 日 藤原総合文化会館 演題:「震災・災害と男女共同参画について ～3. 11後における活動をとおして～」 講師:宇都宮文星短期大学教授 山口哲子氏 ＜足尾地域＞ 平成 24 年 11 月 28 日 足尾公民館 演題:「男女の人権について考えてみませんか」 講師:上都賀教育事務所ふれあい学習課 片桐亘博氏 ＜栗山地域＞ 平成 25 年 3 月 7 日 栗山総合支所 演題:「地域を変えるデザインづくりと男女共同参画社会 ～異なる文化に触れ、学び・成長する視点～」 講師:宇都宮文星短期大学教授 喜山朝彦氏 ・高校生向けセミナー ＜日光明峰高等学校＞ 平成 24 年 7 月 12 日 ＜今市工業高等学校＞ 平成 24 年 10 月 23 日 ＜今市高等学校＞ 平成 24 年 12 月 11 日 - 演題:「未来を想像して、新しい未来を想像しよう ～これからの生き方、働き方」 講師:財団法人とちぎ男女共同参画財団職員 - 演題:「10代のデートDV～これってホントに恋愛？」 講師:とちぎ男女共同参画センター職員
--------	--

H24 年度	・ワーク・ライフ・バランスセミナー ＜一般向け＞平成 24 年 11 月 27 日 中央公民館 ＜職員向け＞平成 24 年 12 月 8 日 中央公民館 演題：「日光市がもし 100 人の村だったら ～わたしたちの未来を想像してみよう～」 講師：とちぎ男女共同参画センター職員 ・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 第 13 号 平成 24 年 9 月 25 日発行 第 14 号 平成 25 年 2 月 25 日発行 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。また、女性サポートセンターまつりとして、平成 24 年 11 月 17 日～18 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催。
H25 年度	・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。 ○古河電池株式会社今市事務所エフビー工場 ○公益財団法人 日光社寺文化財保存会 ・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。 平成 25 年度の状況について報告。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 26 年 2 月 22 日(土) 日光市今市文化会館 演題：「女(ひと)と男(ひと)がささえあうまちづくり 講師：香山リカ氏(精神科医) ・男女共同参画セミナー ＜今市地域＞ 平成 26 年 3 月 14 日 今市保健福祉センター 演題：「最後まで自分らしく～いきいき終活」 講師：行政書士、社会保険労務士 深見 史 氏 ＜日光地域＞ 平成 25 年 12 月 17 日 日光総合支所 演題：「避難所運営から日頃の備えを考えよう」 講師：日光市社会福祉協議会 福田 良江 氏 ＜藤原地域＞ 平成 25 年 12 月 16 日 藤原総合文化会館 演題：「男女に人権について考えてみませんか」 講師：片桐 亘博 氏 ＜足尾地域＞ 平成 26 年 1 月 17 日 足尾庁舎 演題：「最後まで自分らしく～いきいき終活」 講師：行政書士、社会保険労務士 深見 史 氏 ＜栗山地域＞ 平成 26 年 3 月 3 日 栗山総合支所

H25 年度	演題:「いつまでも元気! 健康づくりとにっこのびのび体操」 講師:日光市健康課 上野 桂 氏 ・高校生向けセミナー ＜日光明峰高等学校＞ 平成 25 年 11 月 20 日 演題:「デートDVって何だろう?」 講師:宇都宮大学 良 香織 氏 ＜今市工業高等学校＞ 平成 25 年 10 月 22 日 演題:「デートDVって何だろう?」 講師:宇都宮大学 良 香織 氏 ＜今市高等学校＞ 平成 25 年 10 月 29 日 演題:「①未来を想像して、新しい未来を想像しよう～これからの生き方、働き方②10 代のデートDV～これってほんとうに恋愛?」 講師:とちぎ男女共同参画財団 芳村 佳子 氏 ＜今市特別支援学校高等部＞ 平成 25 年 11 月 27 日 演題:「①男女共同参画って何? ②10 代のデートDV～これってほんとに恋愛? ③みんなで協力する社会とは?」 講師:とちぎ男女共同参画財団 芳村 佳子 氏 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー 平成 25 年 11 月 19 日 中央公民館 演題:「個人も企業も成長するワークライフバランス」 講師:(株)東レ経営研究所特別顧問 佐々木 常夫 氏 ・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」 第 15 号 平成 25 年 9 月 25 日発行 第 16 号 平成 26 年 2 月 25 日発行 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。また、女性サポートセンターまつりとして、平成 25 年 11 月 16 日～17 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催。
--------	--

● 2. 日光市男女共同参画推進条例 ●●●●●●●●

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条―第18条)

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第19条―第23条)

第4章 日光市男女共同参画審議会(第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来の意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人との心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。))において行われる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。

(5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。

(6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。

(7) 男女共同参画の推進のための取組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わ

る者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。

3 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第9条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取り組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第10条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第13条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第14条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女双方の視点が欠けることのないよう努めるものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に当たっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第16条 市長は、男女共同参画推進のための取り組みを積極的に行っている事業者を表彰することができ

る。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年3月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に係る意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の意見等の申出について、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第19条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第21条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第22条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところにより、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

第4章 日光市男女共同参画審議会

(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第24条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べ

ること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

日光市男女共同参画都市宣言

日光市は、世界遺産に代表される悠久の歴史と文化をもった、美しい緑と清らかな水に恵まれたまちです。

わたしたちはこのまちに誇りを持ち、男女が性別や世代を超えて、互いに対等なパートナーとして、自立・平等・責任を胸にあらゆる分野に参画し、一人ひとりが生き生きと輝く「ひかりの郷・日光」をつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

認めあおう！輝く個性 あなたと私 ^{ひと}女と^{ひと}男

支えあおう！家庭・職場・地域の中で あふれるやさしさ 思いやり

参画しよう！希望を抱き 心豊かな未来をひらくため

平成20年3月15日



日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課
〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL(0288)-21-5148

FAX(0288)-21-5105

E-mail jinken-danjo@city.nikko.lg.jp